

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年1月14日
【会社名】	株式会社オータケ
【英訳名】	OTAKE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金戸 俊哉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市中区丸の内二丁目1番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長金戸俊哉は、当社の第74期中（自2025年6月1日 至2025年11月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。